



伊 教 学 第 1 1 号  
令和 7 年 8 月 2 9 日

伊勢原市学校給食運営審議会会長 殿

伊勢原市教育委員会  
教育長 宮村 進一



### 学校給食費の額について（諮問）

このことについて、次のとおり令和 8 年度の学校給食費の額を定めたいので、伊勢原市学校給食運営審議会規則（令和 6 年伊勢原市教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定により諮問します。

#### 1 諮問理由

本市の学校給食は、小学校においては自校方式で、中学校においては選択制デリバリー方式でそれぞれ実施しています。

伊勢原市学校給食費に関する条例（令和 6 年伊勢原市条例第 2 3 号）第 3 条第 2 項の規定により学校給食費の額は規則で定めることとされており、伊勢原市学校給食費に関する条例施行規則（令和 7 年伊勢原市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定により小学校は 1 食当たり 2 9 0 円と定められております。

中学校においては、給食費を電子システムで教育委員会が管理しており、1 食当たり 3 1 0 円となっております。

学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 1 条第 2 項の規定により学校給食費は保護者の負担とされております。しかし、昨今の物価高騰を背景に食材の価格が上昇しており、この食材費の上昇分については、現在、国の交付金を活用して補助し、保護者には、小学校においては 1 食当たり 2 6 0 円（牛乳代を含む。）、中学校においては 1 食当たり 2 8 0 円をそれぞれ御負担いただいております。

しかし、物価高騰による食材費の上昇は続いており、現行の学校給食費の額の中で献立内容を検討し給食を提供しておりますが、適切な栄養価の維持や質の確保が厳しい状況にあります。今後の本市の将来を担う児童・生徒に対し、学校給食における適切な栄養価の維持、安全・安心で充実した内容の給食を継続的に提供できるよう、次のとおり規則で定める学校給食費の額の改定を行いたく、諮問いたします。

なお、中学校における学校給食費の額についても、合わせて貴会に御意見を伺うものです。

#### 2 学校給食費の額（1 食当たり）

小学校 3 2 5 円

中学校 3 5 4 円（参考）

（事務担当は、学校教育課学校給食係）